

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日
環境省水・大気環境局
水環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

トリフロキシスルフロキサトリウム塩

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和5年3月28日（火）～ 令和5年4月26日（水）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 3通
- ・郵送 0通

(2) 御意見の延べ総数 3件

(3) 提出された御意見と御意見に対する考え方別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>日本は今、あらゆる環境で過剰な化学処理、ケミカルな対策による弊害やメリットを上まわっています。</p> <p>生態系、生命体の健康、自然環境を壊している現状の検証、改善をするべきであり、</p> <p>日本における農薬登録基準は世界と比べてもかなり悪影響が推測されています。</p> <p>また、国民への情報開示が十分でないことも問題であり、ここまで破壊された自然環境において農薬や化学処理、ケミカルな手段を減らすことが必要です。</p> <p>将来の社会がこのままでは危ないです。</p> <p>誠意とまともな方が権利を持つポジションにあること、世代交代や広い視野と観察が必要でもあります。</p>	<p>農薬は、安定した作物生産を確保するため、病虫害や雑草の防除における有効な防除手段として現場ニーズに資することや、既存の農薬よりも人畜や生活環境動植物への安全性が高いものとなること等を目指して、新たな製品の開発が続けられています。また、従来適用としていなかった作物や発生する病虫害の変化、薬剤抵抗性を持つ病虫害の発生等への対応も必要です。</p> <p>農薬の登録にあたっては、人や環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認されなければ、登録が認められない仕組みとしています。</p>

<p>2</p>	<p>農薬の基準値を変えるのではなく電気分解すれば浄水できます。</p> <p>一般人でも調べたらすぐ出てくるのに、主婦の私より頭の良い方たちが集まってる省庁の方が判断できないわけではないと思いますが、石で浄水するなど他にも値段も安く簡単にできる色々な方法があるのにずっと変わらず調べもせずなぜ農薬でどうにかしようとするのか疑問です。</p> <p>農薬は健康に影響があるとわかっているのにそれを無視し続け使用し続けるのはなぜですか？他の国では使っていない農薬を許可したり、勝手に契約したり誰が判断していますか？</p> <p>かなり責任重大な判断ですよ？</p> <p>誰かが契約すると利益を得られるからでは？そうでなければ試算したらすぐにやり方なんて変えられるはずですよ。</p> <p>なんでも勝手に買ったり支援したりして、国民に還元する学費無償化や減税など支援をやめたらすぐにできることをせず、農薬なんて体に悪いものを買ったり税金を無駄にするのをやめていただきたい。</p> <p>農薬を使用せず石で濾過したり電気分解したりする方法があります。</p> <p>体に影響があるかもしれないものを使うのはやめてください。</p> <p>農薬って虫が来ないようにするものですよ？</p> <p>虫だけに効くわけではないので人間に使っていいはずないですよ？</p> <p>少量だからいいなんて理屈で通してることがおかしいです。</p> <p>考えることをやめず、誰かが調べたことでも常識は常に覆されているので都度、大量の情報を調べて精査されることを願います。</p> <p>めんどくさいから調べないとかただ</p>	<p>農薬は、安定した作物生産を確保するため、病害虫や雑草の防除における有効な防除手段として現場ニーズに資することや、既存の農薬よりも人畜や生活環境動植物への安全性が高いものとなること等を目指して、新たな製品の開発が続けられています。また、従来適用としていなかった作物や発生する病害虫の変化、薬剤抵抗性を持つ病害虫の発生等への対応も必要です。</p> <p>農薬の登録にあたっては、人や環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認されなければ、登録が認められない仕組みとしています。</p>
----------	---	--

	<p>の怠慢だと思うのでそんな姿勢で仕事をしないで下さい。</p> <p>調べたら答えが簡単に出るはずで責任を取る立場の省庁の方の判断が甘くないことを期待しています。外資に任せたり責任放棄もやめてしっかり運営して下さい。</p>	
<p>3</p>	<p>フッ素が含まれるので、あまりこの農薬の使用については好ましくないのではないかと思われる。(他のフッ素を含まないような薬剤で同様の効果のあるものを使う方が良いのではないかと思われる。)</p>	<p>農薬の登録にあたっては、人や環境等への影響について、農薬毎に、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認されなければ、登録が認められない仕組みとしています。</p> <p>トリフロキシスルフロンナトリウム塩の水質汚濁に係る農薬登録基準は、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、非食用農作物安全性評価検討会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばない値として設定されています。設定にあたっては、農薬の成分の公共用水域における環境中予測濃度（水濁 PEC：水質汚濁の評価の観点から予測した濃度）が当該基準に適合することを確認し、リスク評価及びリスク管理を行っています。</p>